

## 任期付職員(法曹資格者(弁護士))の募集について

このたび、公正取引委員会では実務経験を有する法曹資格者(弁護士)の方を採用する予定です。  
採用を希望される方は、以下の要領により御応募ください。

【応募資格】	実務経験を有する法曹資格者(弁護士)の方  ※以下のいずれかに該当する方は採用できませんので御了承ください。 (1)日本の国籍を有しない者 (2)国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ・一般職の国家公務員としての懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
【歓迎条件】	詳細は別紙のとおり。
【採用予定数】	合計38名(内訳は別紙のとおり)
【業務内容】	詳細は別紙のとおり。
【採用期間】	採用日:令和7年7月1日又は令和8年1月1日  ※基本的には上記の採用日を想定しておりますが、事情に応じて調整させていただきます。  ※令和8年1月の採用については、改めて募集を行う可能性があります。  満了日:令和9年6月末日又は令和9年12月末日  ※採用期間の延長や採用後の任期の延長を希望する場合は相談に応じます。
【処遇】	●内閣府事務官(課長補佐級又は係長級での採用を予定しています。) ●「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき採用され、同法の給与に関する特例の規定が適用されます。採用されると、国家公務員法が適用されるため、弁護士業務を行うことはできません。  ・国家公務員法に基づく再就職制限、兼職制限等が適用されます。 ・国家公務員法及び独占禁止法に基づく守秘義務が適用されます。
【勤務地】	公正取引委員会(東京都千代田区霞が関)
【応募方法】	以下の書類を下記の提出先にメールで提出ください。 <b>また、複数の課室等に応募される場合は、課室等ごとに小論文を御提出ください。最大で3つの課室等に応募することができます。</b> <b>なお、その場合は、採用を希望する課室等の希望順位を明記してください(1つの課室等しか希望しない場合は、記載は不要です。)</b>  1. 履歴書(写真貼付)(様式1-1) ※履歴書内に「弁護士採用希望」である旨も明記してください。 2. 職務経歴書(これまでの職歴や実績等をA4 1~2枚程度にまとめたもの)(様式1-2) 3. 小論文(公正取引委員会への志望理由及び職歴や実績等を通じて得た具体的な経験を踏まえ、志望する業務内容に応じて、公正取引委員会職員としてどのように貢献できると考えているか記載したもの。A4 1~2枚程度)(様式2)  (応募書類の提出例) A 課業務及びB 課業務へ応募する場合 ・ 履歴書(1通) ・ 職務経歴書(1通) ・ 小論文(2通、A 課業務用及びB 課業務用)
【応募締切】	令和7年3月21日(金)17:00
【選考方法】	1. 書類選考(上記【応募方法】に記載の1~3の書類を元に選考を実施します。) 2. 面接(書類選考合格者のみ実施) ・面接は、書類選考を実施した後、随時、行います。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類選考合格者には、電話又はメールにより、その旨お伝えするとともに、面接日の調整を行います。</li> <li>・複数業務に応募していただいている場合は、第一希望の業務を担当する部局における面接を優先的に実施します。</li> <li>・書類選考不合格者には、連絡を行いませんのであらかじめ御了承ください。</li> </ul>
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の秘密は厳守します。</li> <li>・応募書類に記載されている個人情報は、弁護士採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。</li> <li>・応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。</li> </ul>
【提出先・問い合わせ先】	<p>提出先：<a href="mailto:recruit—○—jftc.go.jp">recruit—○—jftc.go.jp</a>  (件名に「任期付職員(弁護士)の応募」と御記載ください。)  (迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「—○—」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。)</p> <p>問い合わせ先：  公正取引委員会事務総局官房人事課人材戦略係  03-3581-5471</p>

【別紙：課室等ごとの採用予定数、応募資格、歓迎条件及び業務内容】

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
1	経済取引局総務課	1	6年以上の実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関連する実務経験（個別企業における独占禁止法遵守体制の整備・強化（コンプライアンスマニュアル作成、研修の実施、監査機能の導入など）に係る相談等に携わった経験があれば、大歓迎）	○企業における独占禁止法に関するコンプライアンス体制整備の支援に関する業務 ・企業がコンプライアンスマニュアル等を作成する際のガイドの作成・周知 ・企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況等に関する実態調査の実施・周知 など ○国や地方公共団体等の発注機関における入札談合や官製談合の未然防止に向けた取組の支援に関する業務 ・発注機関の入札談合・官製談合防止の取組状況等に関する実態調査の実施・周知 等
2	経済取引局総務課企画室	1	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関連する実務経験 ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力 ○諸外国の競争法に関する知識や実務経験があると望ましい。	○独占禁止法に関する以下の業務 ・経済実態の変化に関連して生じ得る競争政策上の課題・論点の整理 ・上記課題・論点の整理を踏まえた制度の見直しの検討等の企画立案業務及び関連する業務 ・他法令や諸外国の競争法に関連する調査・分析 等
3	経済取引局総務課デジタル市場企画調査室	5	実務経験を有する弁護士の方	○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。） ○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力	○スマホソフトウェア競争促進法の運用・執行業務 ○デジタルプラットフォームを巡る競争環境に関する諸外国や事業者の動向に関する調査・分析（主に法的な観点からのアドバイス） 等
4	経済取引局総務課デジタル	1	6年以上の実務経験を有す	○海外当局の報告書・判例等の英語読解能力及び海外当局の担当者とやり取りするコミュニケーション能力	○デジタルプラットフォーム事業者の事業活動に関する実態調査関連業務（デジタル分野の調査、データ分

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
	市場企画調査室〔実態調査担当〕		る弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル分野に関連する実務経験</li> <li>○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。</li> <li>○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>析、報告書作成業務等）</li> <li>○デジタル市場に係る独占禁止政策に関する基本的事項の企画・立案関連業務（研究会の企画・運営等）</li> <li>○デジタル市場に関する国内外の競争法・競争政策の動向等に関する調査業務 等</li> </ul>
5	経済取引局企業結合課	4	6年以上の実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業結合に関連する実務経験</li> <li>○海外当局の報告書・判例等の英語読解能力及び海外当局の担当者とやり取りするコミュニケーション能力</li> <li>○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。</li> <li>○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の企業結合審査等の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の企業結合計画等に関する審査</li> <li>・企業結合規制に関する中長期的な観点に立った企画及び立案※</li> <li>・企業結合規制及び企業結合審査に関する海外当局の動向等の調査・意見交換、国際会議（ICN等）への対応※</li> </ul> </li> </ul> <p>※本人の能力や希望も踏まえつつ調整します。</p>
6	取引部取引企画課取引調査室	1	5年以上の実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。</li> <li>○様々な関係者とのコミュニケーション能力</li> <li>○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実態調査（映画・アニメ分野【2024新資本実行計画改訂版に明記】、クレジットカード取引等）に関する以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等へのヒアリング調査の実施</li> <li>・アンケート調査の設計及び実施</li> <li>・調査結果の分析</li> <li>・実態調査報告書の記載</li> </ul> </li> </ul>
7	取引部取引企画課相談指導室	1	実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。</li> <li>○事業者の相談に対応するコミュニケーション能力</li> <li>○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法に関する事業者の相談（グリーン関係や知財関係を含む。）対応業務</li> </ul>

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
8	取引部取引企画課フリーランス取引適正化室	2	6年以上の実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法・下請法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法・下請法が専門である必要はない。）。</li> <li>○事業者の相談に対応するコミュニケーション能力</li> <li>○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画立案業務及び関連する業務</li> <li>・事業者の相談対応等業務</li> <li>・法違反被疑事件調査に関する業務</li> </ul> </li> </ul>
9	取引部企業取引課	1	6年以上の実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法・下請法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法・下請法が専門である必要はない。）。</li> <li>○事業者の相談に対応するコミュニケーション能力</li> <li>○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○優越的地位の濫用・下請法に関する以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画立案業務及び関連する業務</li> <li>・事業者の相談対応等業務</li> <li>・事業活動の調査業務</li> </ul> </li> </ul>
10	取引部企業取引課下請取引調査室	4	実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下請取引の適正化に関して高い関心があること（下請法が専門である必要はない。）。</li> <li>○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下請法違反被疑事件調査に係る企画、立案、調査及び関連する業務</li> </ul>
11	取引部企業取引課優越的地位濫用未然防止対策調査室	1	6年以上の実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。</li> <li>○事業者の取引慣行等に関する一定程度の知識を有すること。</li> <li>○全国への出張が可能であること。</li> <li>○様々な関係者とのコミュニケーション能力</li> <li>○多様なチームメンバーとの協業経験、専門知識を有しない者に対する説明能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な業界の流通実態、取引慣行などの実態調査に関する以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等へのヒアリング調査の実施</li> <li>・アンケート調査の設計及び実施</li> <li>・調査結果の分析</li> <li>・関係者に対する競争政策上の問題点の指摘・指導</li> </ul> </li> </ul>
12	審査局〔事件審査担当〕	9	実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）。</li> <li>○（うち1人）契約書、海外当局の報告書・判例等の英</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法違反事件審査・訴訟関係業務等</li> </ul>

	課室等	採用予定数	応募資格	【歓迎条件】	【業務内容】
				語読解能力及び海外当局等とやり取りするコミュニケーション能力（基本的には英語）があれば一層望ましい。	
13	審査局〔デジタルプラットフォームに関する事件審査担当〕	4	実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海外当局の報告書・判例等の英語読解能力及び海外当局等とやり取りするコミュニケーション能力</li> <li>○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）</li> <li>○デジタルプラットフォームに関する知見（デジタルプラットフォームに関する法務関連の業務経験があれば一層望ましい。）</li> </ul>	○デジタルプラットフォームに関連する独占禁止法違反事件審査・訴訟関連業務等
14	審査局訟務官	3	6年以上の実務経験を有する弁護士の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法に関して一定程度の知識を有すること（独占禁止法が専門である必要はない。）</li> <li>○多様なメンバーとの協業経験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排除措置命令及び課徴金納付命令等に対する取消訴訟対応業務等</li> <li>○審査中の独占禁止法違反事件に対する支援業務（事件審査を担当する各部署からの相談に対する助言（確約案件を含む。）、命令書案の審査等）</li> </ul> <p>※複数の事案に携わっていただく予定です。</p>

（注1）課室等に記載されている部署での勤務を予定

（注2）上記の業務はあくまで一例であり、具体的に担当いただく個別の業務については、採用予定者の経歴・適性や担当課室が所掌している業務の進展状況を踏まえ、決定します。